

令和元年 7 月教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和元年 7 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分から

2 場 所 上越観光物産センター 会議室

3 出席者

教育長 野澤 朗 1 番委員 濱 祐子 2 番委員 中野 敏明
3 番委員 本間 倫子 4 番委員 大谷 和弘

(教育長及び委員以外の出席者)

教育次長 早川義裕、教育部長 柳澤祐人、教育総務課長 金子良仁、教育総務課参事 藤田賢一郎、同参事 坪井義則、人権・同和对策室長 大島 茂、学校教育課長 宮川高広、社会教育課長 小嶋栄子、社会教育課参事 川上裕一、文化行政課長 中西 聡、スポーツ推進課長 田中秀明、スポーツ推進課参事 石澤克明、オリンピック・パラリンピック推進室長 米川美樹、教育センター所長 藤本孝昭、高田公園オーレンプラザ館長 岩野俊彦、高田図書館長 内藤祐子、直江津学びの交流館長・直江津図書館長 柴山弥松、青少年健全育成センター所長 山崎光隆、歴史博物館副館長 花岡公貴、高田幼稚園長 中嶋賢一
事務局 教育総務課副課長 柳澤直也、塚田美和子、企画係長 内山陽平、企画係主任 森 敦子

4 傍聴人 なし

5 会議に付議した事件

議案第 40 号 上越市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について

議案第 41 号 令和 2 年度使用小学校教科用図書の採択について

議案第 42 号 「特別の教科 道徳」を除く令和 2 年度使用中学校教科用図書の採択について

議案第 43 号 令和 2 年度使用特別支援学級教科用図書の採択について

議案第 44 号 令和 2 年度使用特別支援学級教科用図書の学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の採択について

議案第 45 号 板倉区の小学校の統合方針について

報告第 22 号 専決処分した事件の承認について (上越市青少年健全育成委員の委嘱及び解任)

(追加議案)

報告第 23 号 専決処分した事件の承認について (職員の処分)

教育長開会宣言 午後 1 時 30 分

会議録署名委員の指名 濱 祐子 委員

教 育 長	議案第 41 号から 45 号までと、追加議案とした報告第 23 号について、上越市教育委員会会議規則第 15 条の規定により、非公開としたいがよいか。
委 員	全委員同意
教 育 長	議案第 40 号上越市いじめ防止対策等専門委員会委員の委嘱について上程、説明を求める。
教育総務課長	<p>上越市いじめ防止対策等専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめ防止等のための対策について専門的知見から調査研究並びに審議するとともに、学校における重大事態に係る事実関係の調査を行うため、弁護士や精神科医、学識経験者などで組織しているものである。</p> <p>このたびの委嘱は、任期満了に伴い、6 人の委員を任命するものであり、全員が再任となっている。</p> <p>任期は、令和元年 8 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの 2 年間である。</p>
学校教育課長	<p>上越市におけるいじめ問題に対し、主にいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図る「上越市いじめ問題対策連絡協議会」、いじめによる重大事態が発生した場合の調査を行う「上越市いじめ防止対策等専門委員会」、市長の諮問に応じた専門委員会の調査結果を再調査する「上越市いじめ問題再調査委員会」という 3 つの組織が定められている。</p> <p>このうち、「上越市いじめ問題対策連絡協議会」は 5 月 15 日に開催した。</p> <p>今回委嘱する「上越市いじめ防止対策等専門委員会」は、重大事態が発生した場合に臨時開催されるが、重大事態がない場合でも、今年度末までに 1 回は会議を開く予定である。</p> <p>委員について、弁護士である朝妻委員は 3 期目で、新潟県弁護士会からの推薦である。坂本委員も 3 期目で、上越医師会からの推薦である。加藤委員は 2 期目で、臨床心理士会からの推薦である。高橋委員は上越教育大学からの推薦である。小嶋委員は上越教育事務所に依頼し、スクールソーシャルワーカーとしての委嘱である。波多野委員は、上越地域振興局健康福祉環境部地域保健課からの推薦である。</p>
教 育 長	<p>いじめ問題の事案がない場合でも、委員会を開催しており、今はケーススタディをやっている。学校教育課で判断に迷う案件や、親のクレームが強くどのような対応をしていけばよいかというような場合にこの委員会に話をして指導していただいている。</p> <p>最近では親がそう宣言すればいじめ重大事案となり、我々としては止めることなく、拒むものではないという話はしているが、いまだに会が立ち上がったことはない。</p> <p>すべて再任の委員だが、加藤委員はこれまで出席されていないが、委嘱に当たってその点は考慮したのか。</p>
学校教育課長	加藤委員は、この委員会への出席はないが、その他の会合などの様々な場面でお世話になっており、上越市の教育に関しても熱心に取り組んでいる方である。
教 育 長	議案について意見、質問を求める。
中 野 委 員	重大事態とは、誰がどのように判断するのか。
学校教育課長	いじめ防止基本方針が定められており、それに従って保護者本人がいじめを申し出た中で、例えば、30 日程度以上の不登校が続いていることや、生命に影響を及ぼす暴力行為等があるといった場合には、上越市いじめ防止対策等専門委員会においてその内容を検討し、重大事案であると判断した場合には市長の諮問に応じた専門委員会による再調査を行っていくという手順になっている。

中野委員	この3つの組織については、市のいじめ防止基本方針に定義付けされているので、教育委員にも根拠となる資料を渡してほしい。
学校教育課長	準備してお渡ししたい。
教育長	それでは、議案第40号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教育長	議案第41号令和2年度使用小学校教科用図書の採択について上程、説明を求める。なお、ここから議案第45号までと報告第23号は冒頭のとおり非公開とする。
教育総務課長	(非公開)
教育長	議案について意見、質問を求める。
	(意見、質問内容非公開)
教育長	それでは、議案第41号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教育長	議案第42号「特別の教科 道徳」を除く令和2年度使用中学校教科用図書の採択について上程、説明を求める。
教育総務課長	(非公開)
教育長	議案について意見、質問を求める。
	(意見、質問内容非公開)
教育長	それでは、議案第42号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教育長	議案第43号令和2年度使用特別支援学級教科用図書の採択について上程、説明を求める。
教育総務課長	(非公開)
教育長	議案について意見、質問を求める。
	(意見、質問内容非公開)
教育長	それでは、議案第43号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教育長	議案第44号令和2年度使用特別支援学級教科用図書の学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について上程、説明を求める。
教育総務課長	(非公開)
教育長	議案について意見、質問を求める。

委員	(意見、質問内容非公開)
教育長	それでは、議案第 44 号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教育長	議案第 45 号板倉区の小学校の統合方針について上程、説明を求める。
教育総務課長	(非公開)
教育長	議案について意見、質問を求める。
	(意見、質問内容非公開)
教育長	それでは、議案第 45 号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教育長	それでは、引き続き非公開の審議を進めたいので、報告第 23 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	(非公開)
教育長	議案について意見、質問を求める。
	(意見、質問内容非公開)
教育長	それでは、報告第 23 号についてはご承認いただけるか。
	原案どおり承認
教育長	非公開の審議はここまでとする。最後に、報告第 22 号専決処分した事件の承認について上程、説明を求める。
教育総務課長	上越市青少年健全育成委員は、青少年の健全育成にかかる街頭指導等を行っていただくために設置しているものである。 このたびの専決処分は、町内会選出の委員の変更に伴い、上越市教育委員会教育長に対する事務の委任及び専決規則第 3 条の規定に基づき、上越市青少年健全育成委員を専決処分により委嘱及び解任したものである。 解任の発令日は令和元年 7 月 4 日、委嘱の発令日は令和元年 7 月 5 日で、任期は同日から前任者の残任期間である令和 2 年 3 月 31 日までである。
社会教育課長	委員の主な活動として、青少年の非行と犯罪防止のため、1 班 3 から 4 人の 16 班体制で駅周辺や大型商業施設等を巡回し、年間 200 回以上の街頭指導等を行っている。 このたびの委嘱者は「その他教育委員が適任と認める者」として、大手町小学校区の町内会長から推薦をいただいた方である。
教育長	議案について意見、質問を求める。
委員	意見、質問なし
教育長	それでは、報告第 22 号についてはご承認いただけるか。

原案どおり承認

閉会宣言 午後 3 時 10 分

令和元年 8 月 21 日

上越市教育委員会

教育長 野澤 朗

会議録署名委員 濱 祐子